

柏市上下水道局発注建設工事における現場代理人の兼任に関する取扱要領

制定 平成25年 8月 1日
施行 平成25年 8月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市上下水道局が発注する工事に関し、柏市が定める建設工事請負契約書約款第11条第4項に規定する現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができるとの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任による常駐義務の緩和要件)

第2条 受注者は市長又は上下水道事業管理者が発注する工事に限り、当該工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合、現場代理人に2件まで兼任させができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）未満であること。
- (2) 低入札価格調査を経て契約締結を行ったものでないこと。

(現場代理人兼任の届出)

第3条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任届（別記第1号様式）を兼任の開始と同時に、柏市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。

(請負金額変更時の取扱い)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させている工事（法第26条第1項に定める主任技術者及び同条第2項に定める監理技術者（以下「主任技術者等」という。）と現場代理人を兼務させていない工事に限る。）について、設計変更により第2条第1号に定める請負金額以上となった場合においても、引き続き兼任させることができる。

ただし、主任技術者等が現場代理人を兼務している工事にあっては、設計変更により第2条第1号に定める請負金額以上となった場合に当該工事における主任技術者等の専任が必要となり、現場代理人の兼任を解除しなければならない。

(兼任の解除)

第5条 現場代理人を兼任している工事について、そのいずれかが竣工または前

条ただし書もしくはその他の事由により、兼任の状態が解消された場合であって、一方の工事が契約期間中である場合は、速やかに現場代理人兼任解除届（別記第2号様式）を管理者に届け出なければならない。

（現場代理人の変更）

第6条 現場代理人を兼任している工事について、施工期間中は原則として現場代理人の変更を認めない。ただし、第4条ただし書に該当することとなった場合又はやむを得ない事情が発生した場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により現場代理人を変更する場合は、直ちに配置予定技術者変更届（工事）を管理者に届け出なければならない。

（営業所技術者又は特定営業所技術者と現場代理人の兼務）

第6条の2 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）と現場代理人を兼ねることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 発注者と当該営業所が工事請負契約を締結していること。
- (2) 当該営業所が柏市内にあること。
- (3) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）未満であること。
- (4) 低入札価格調査を経て契約締結を行ったものでないこと。
- (5) 発注者及び当該事業所と常時連絡をとれる体制を確保できること（携帯電話及び連絡責任者の配置）
- (6) 設計図書において兼務を認めない旨の指定が無いこと。

（営業所技術者等の兼務の届出）

第6条の3 受注者は、前条の規定による兼務をしようとするときは、営業所技術者等兼務届（別記第3号様式）を当該契約に係る着手届の提出と同時に管理者に届け出なければならない。

（現場代理人等の責務）

第7条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の責務を免れるものではない。

2 営業所技術者等は工事現場の職務に従事しているときであっても、営業所の職務を免れるものではない。

3 この取扱いについて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、関係法令その他柏市上下水道局の規則等に則り、厳正な措置を行う。

（補足）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、平成25年8月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告又は通知をした入札あるいは当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年1月6日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、平成27年1月6日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告又は通知をした入札あるいは当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、平成28年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告又は通知をした入札あるいは当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

(経過措置)

この要領による改正後の規定は、令和4年1月14日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札並びに随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前の期間に対応するものについてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第2条、第6条の2及び第6条の3の規定は、令和7年4月1日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札並びに随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に行つたものについては、なお従前の例による。